新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

【交付対象】

次の①および②のいずれの要件も満たす保険医療機関で勤務する医療従事者。

①新型コロナ感染症患者が確認された１月29日～６月30日に、延べ10日以上歯科診療所に勤務

②患者との接触を伴う医療従事者（院長を含む歯科医師・歯科衛生士・歯科助手等）や受付事務等、パート・アルバイトを含む全職員（勤務形態は問わない）

なお、複数の医療機関で勤務するパート・アルバイト従業員は「主たる勤務地」で交付を申請する。

【交付金額】

歯科診療所の場合は、１人につき１回限り５万円

※今回の慰労金は源泉所得税非課税となるので注意を要する。

【交付の流れ】

慰労金は、原則として医療機関等が代理申請・受領することになる。

①医療機関等が、慰労金の対象となる医療従事者等を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を回収

②医療機関等が申請書を作成し、提出先（大阪府国民健康保険団体連合会）に提出

③大阪府国保連合会が大阪府に申請書を提出

④大阪府が申請内容を確認後、大阪府国保連合会に慰労金を交付

⑤大阪府国保連合会が、医療機関等に慰労金を振込

⑥医療機関等が、対象となる医療従事者等に慰労金を給付

⑦医療機関等は、慰労金の給付終了後、おおむね１カ月以内に、大阪府に実績報告書を提出

【申請書入手方法】

以下の①～⑤の手順で、申請様式をインターネットから入手する。

①インターネットで「大阪府　医療機関等への支援メニューについて」で検索

②【１新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について】の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」をクリック

③「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）を代理申請・受領される医療機関の方へ」の「お知らせ」にある「申請方法はこちら」のボタンをクリック

④「申請方法」の「申請書のダウンロードはこちら（外部サイト）」をクリック

⑤厚労省ホームページの「大阪府の申請書等様式について」から「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」をクリックし、Excel（エクセル）ファイル「27大阪府_【別添２】慰労金申請様式_0728ver」）をダウンロード

【申請書等の提出方法】

医療機関等が医療従事者・職員分をデータ入力後、以下①～③のいずれかの方法で、「様式第１号」「様式第２号」「様式第６号」及び「申請概要」で生成されている提出用ファイル（ファイル名；「提出用_慰労金_医療機関番号_作成日.xlsx」）を大阪府国民健康保険団体連合会に提出する。

①オンライン請求システムを利用

②オンライン請求システムを利用していない場合は、大阪府国民健康保険団体連合会ホームページにある「Web申請システム」を利用

③インターネット環境がない場合、「提出用ファイルの出力」にて出力された提出用のエクセルファイルを、CD-Rに格納し、CD-R表面に油性マジック等で上部に「医療機関等コード」と「医療機関等名」を、下部に「医療従事者慰労金交付事業」と記載した上で郵送

※前記①～③の例外として、インターネットやExcel（エクセル）ファイルを開く環境にない等の場合には、紙様式による申請（下記④）が可能である。紙様式等は協会でも準備している。

④紙申請書様式（「様式第１号　医療機関等情報」・「様式第２号　給付対象内訳」・「様式第６号　給付申請書」の３種類）に必要事項を記入した上で郵送

CD-R・紙申請の提出先

〒540-0028　大阪市中央区常盤町１丁目３番８号
中央大通FNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会

封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書　在中」と朱書きする。

参考：紙申請方法による交付の流れ

１．申請

○交付申請時に記入する書類

・様式第１号　医療機関等情報
・様式第２号　給付対象内訳
・様式第３号　代理申請・代理受領委任状（一覧と個人用どちらかを作成ください）

※管理者（院長など）も含め、対象者全員分の委任状（様式第３号）を作成してください。個人用用紙が不足する場合は、必要枚数分コピーしてご使用ください。

・様式第６号　給付申請書

※委託事業で慰労金の対象となる方がいる場合は様式第５号もご記入ください。

○交付申請時に提出する書類

・様式第１号　医療機関等情報
・様式第２号　給付対象内訳
・様式第６号　給付申請書

※様式第３号、様式第５号は医療機関で保管してください

２．支給

医療機関への交付後、医療従事者等の個人へ振込をお願いします。

３．実績報告

※各個人に給付終了後、おおむね１か月以内に提出

○実績報告時に提出する書類

・様式第７号　実績報告
・様式第８号　実績報告表紙

※具体的な提出方法等は追ってお示しする予定です

出典：大阪府HP「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）を代理申請・受領される医療機関の方へ」記載要領より

図　医療機関における申請作業フロー

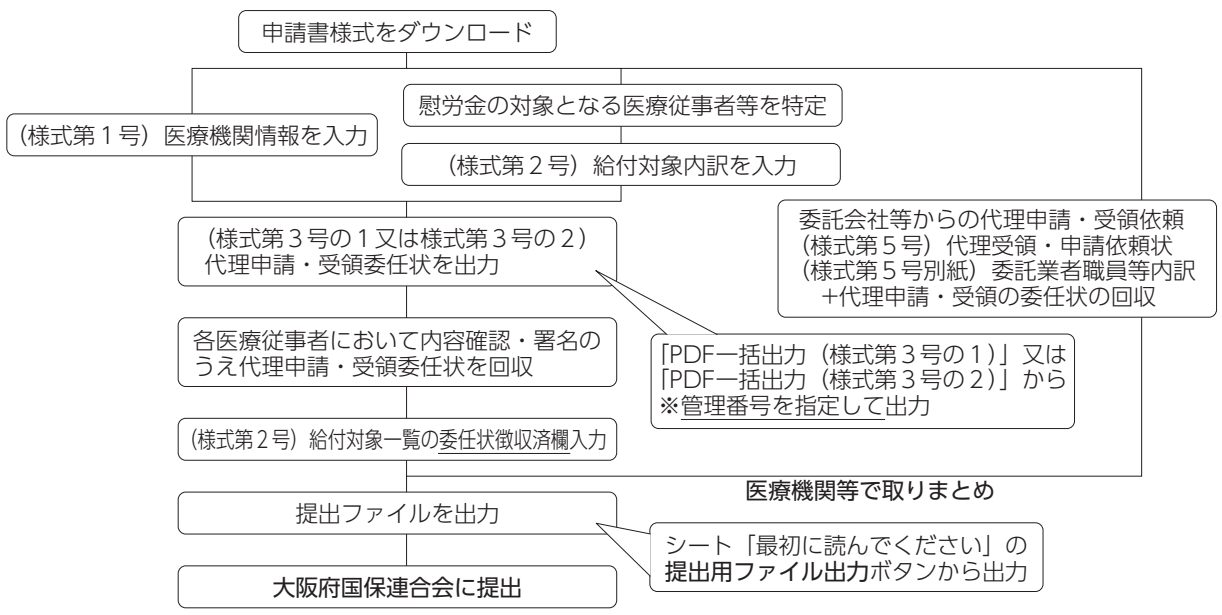

【申請期間】

８月15日（土）～31日（月）および９月15日（火）～30日（水）の２回（期間中に必着のこと）

※なお、協会では７月31日に大阪府に対して申請期間の延長を要望している。

【問い合わせ先】

大阪府慰労金交付事業コールセンター

①℡ 050-3161-6019　②℡ 06-7166-9988

受付時間：全日９時から18時まで

保険医年金　9月1日受付スタート!!

予定利率 1.259% 昨年度配当実績 0.185%

加入日　2021年１月１日

加入口数　●月払い：１口１万円（通算30口まで）
●一時払：１口50万円（新規40口・増口20口まで）

加入資格　満74歳までの協会会員
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

締切迫る!!
申込締切：９月14日

休業保障

①最長730日の長期保障！
②掛金が満期まで変わりません！
③掛け捨てではありません！
④自宅療養、代診をおいても給付！
⑤再発や後遺症にも何度でも給付！
⑥所得補償保険との重複受給OK！

【加入日】
2020年12月１日
【加入申込資格】
①告知日現在健康で１つの主たる医療機関等で週４日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
②59歳（昭和36年６月２日以降生まれ）までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。

★保険医年金・休業保障のお問合せは、大阪府歯科保険医協会／共済部 ℡06-6568-7438 まで